

## 公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すこと。

## 第二 附則

- 一 この政令は、平成二十八年十月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定するものとする。 （附則第二項及び第三項関係）